防衛庁訓令第27号

内閣及び総理府所管契約事務取扱細則（昭和39年総理府訓令第２号）第58条の規定に基づき、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令を次のように定める。

昭和44年５月28日

防衛庁長官　有　田　喜　一

調達品等に係る監督及び検査に関する訓令

改正　昭和49年３月８日庁訓第４号　平成13年１月６日庁訓第２号
昭和50年９月27日庁訓第44号　平成18年３月27日庁訓第12号
昭和52年４月28日庁訓第18号　平成18年７月28日庁訓第83号
昭和52年７月１日庁訓第27号　平成19年１月５日庁訓第１号
昭和59年５月30日庁訓第33号　平成19年８月27日省訓第139号
昭和59年６月30日庁訓第37号　平成27年10月１日省訓第39号

（通則）

第１条　調達品等に係る監督及び検査については、会計法（昭和２２年法律第３５号）、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）、契約事務取扱規則（昭和３７年大蔵省令第５２号）、防衛省所管契約事務取扱細則その他の法令で定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　契約担当官等　会計法第２９条の３第１項に規定する契約担当官等をいう。

⑵　部隊等　防衛省本省の内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部及び地方防衛局並びに防衛装備庁をいう。

⑶　幕僚長等　大臣官房長、防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監及び地方防衛局長並びに防衛装備庁長官をいう。

⑷　調達品等　防衛省において調達する装備品等（防衛省設置法（昭和２９

年法律第１６４号）第４条第１３号に規定する装備品等をいう。以下この号及び次号において同じ。）及び装備品等に関する役務をいい、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づく有償援助により調達するものを除く。

⑸　仕様書等　仕様書（役務契約にあつては、役務の内容を示す文書。以下同じ。）その他調達要求書を補足する細部資料並びに承認図面（契約の相手方が仕様書に基づき作成した装備品等の製作に必要な図面（文書、写真等を含む。）であつて、契約担当官等が承認したものをいう。）及び承認見本（契約の相手方が仕様書に基づき作成した装備品等の製作に必要な見本（模型を含む。）であつて、契約担当官等が承認したものをいう。）をいう。

⑹　中央調達　装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和４９年防衛庁訓令第４号）第３条に規定する中央調達をいう。

⑺　地方調達　部隊等が自ら行う調達品等の調達をいう。

（監督又は検査に関し補助者となるべき職員の所属区分）

第３条　調達品等に係る監督又は検査について、補助者（会計法第29条の11第１項及び第２項に規定する補助者並びに第６条第１項の規定により監督を行なう場合における契約担当官等の補助者をいう。以下この条及び次条において同じ。）となるべき者は、別表に定める区分により部隊等の長（防衛省本省の内部部局にあつては、大臣官房長。以下同じ。）が当該部隊等に所属する職員のうちから指名するものとする。ただし、遠隔の地において監督又は検査を行なうべき調達品等その他監督又は検査を行なううえで特別な理由がある調達品等に係る補助者となるべき者の指名について当該区分によることが適当でないと認められる場合には、当該区分によらないで、部隊等の長（中央調達にあつては、幕僚長等）は、契約担当官等の求めに応じて、又は契約担当官等と協議のうえ、当該部隊等に所属する職員（中央調達にあつては、当該幕僚長等の監督を受ける職員）のうちから当該補助者となるべき者を指名することができる。

２　前項の指名は、官職を指定することにより行なうことができる。

（監督官及び検査官）

第４条　契約担当官等は、補助者に命じて調達品等に係る監督又は検査を行なおうとするときは、前条の規定により指名された者（官職を指定された場合には、その官職にある者）のうちからその補助者として監督又は検査を命ずるものとする。

２　前項の規定により監督又は検査を命ぜられた者は、監督官又は検査官とい

う。

（監督実施要領等）

第５条　調達品等に係る監督又は検査は、当該調達品等に関する契約条項、仕様書等及び契約担当官等が必要に応じ作成した監督実施要領又は検査実施要領に基づいて行なわなければならない。

２　契約担当官等は、前項の監督実施要領又は検査実施要領を作成するにあたつては、必要に応じ、当該調達品等の調達を要求し、又は委託した部隊等の長と協議するものとする。

３　船舶及び船舶に関する役務に係る監督又は検査については、第１項に定めるもののほか、船舶検査規則（昭和３３年防衛庁訓令第５３号）第３条の基準に基づいて行なわなければならない。

（監督）

第６条　契約担当官等は、会計法第２９条の１１第１項に規定する請負契約以外の契約を締結した場合においても、必要に応じ、同項の規定による監督の例により監督を行なうものとする。

２　調達品等に係る監督は、製造その他の途中において、材料、部品及び半製品（以下この項において「材料等」という。）の品質（形状、構造、性能及び機能を含む。以下同じ。）を確保するため、次に掲げる方法により行なうほか、必要に応じ、仕様書等に基づく図面等の細部作成、立合い、指示、承認等をして行なうものとする。

⑴　材料の直接の審査又は試験

⑵　材料等に関する次に掲げる資料の審査

ア　国の機関又はこれに準ずる機関が検定、規格等により材料等の品質を保証していることを証する資料

イ　当該材料等の製造設備等（装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和５０年防衛庁訓令第４４号。以下「認定訓令」という。）第２条第２号に規定する製造設備等をいう。以下同じ。）について認定訓令に基づき認定が行われている場合における当該認定に関する資料（当該認定に際しての認定訓令第１０条に規定する認定検査が同条第２号ウ又はエに掲げる方法により行われている場合にあつては、当該材料等について契約上取替え、補修等の担保がされているときにおける契約の相手方から品質を特に保証する資料として提出されたものとし、防衛装備庁長官が認定訓令第１６条第１項に規定する確認検査を行うこととなつた場合においては、当該認定に関する資料を除く。）

ウ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、当該調達品等の監督が行われる前に、当該調達品等に係る製造設備等により製造された調達品等であつて、監督を行おうとしている調達品等と同一のものが監督及び検査に合格している場合において、当該契約の相手方が、監督を行おうとしている当該調達品等の材料等の品質が直前の監督及び検査に合格している調達品等の材料等の品質と同一であることを保証し、並びに契約上取替え、補修等の担保をしているときは、直前の監督又は検査に関する資料

エ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、契約上取替え、補修等の担保がされている場合における契約の相手方又は下請負業者等から当該材料等の品質を特に保証するものとして提出された資料

⑶　仕様書において品質管理方式による製造、修理等が要求されている場合において、当該品質管理方式の方法が仕様書により指定されているときはその品質管理方式により、指定されていないときは契約担当官等が当該調達品等の品質が確保されると認める品質管理方式により得られた材料等に係る品質証拠の審査

３　調達品等に係る監督は、前項に定めるもののほか、契約担当官等が契約の適正な履行を確保するため必要があると認める場合には、生産の促進、秘密の保全、官給品等の保管状況の管理その他必要な事項についても行なわなければならない。

（監督報告書）

第７条　監督官は、必要に応じ、当該監督の実施についての報告書を作成し、契約担当官等に提出しなければならない。

（完成検査）

第８条　品質の確認のための検査を実施するための設備、その所在地等の理由により必要があると認められる場合には、契約担当官等は、調達品等に係る検査の一部として、当該契約の目的たる調達品等を契約履行の場所に送付するに先立ち、その品質の確認のための検査を行なうものとする。

２　前項の規定により行なう検査（以下「完成検査」という。）は、次に掲げる方法により行なうものとする。この場合において、検査官は、当該契約に係る監督官の立会い又は監督の実施についての報告書その他の関係書類の提出を求める必要があるときは、契約担当官等又は当該監督官たる職員及び当

該検査官たる職員に共通の職務上の上級者（次項において「職務上の上級者」という。）にその旨を申し出るものとする。

⑴　当該契約の目的たる調達品等の直接の審査又は試験

⑵　調達品等に関する次に掲げる資料の審査

ア　国の機関又はこれに準ずる機関が検定、規格等により当該契約の目的たる調達品等の品質を保証していることを証する資料

イ　当該調達品等の製造設備等について認定訓令に基づき認定が行われている場合における当該認定に関する資料（当該認定に際しての認定訓令第１０条に規定する認定検査が同条第２号ウ又はエに掲げる方法により行われている場合にあつては、当該調達品等について契約上取替え、補修等の担保がされているときにおける契約の相手方から品質を特に保証する資料として提出されたものとし、防衛装備庁長官が認定訓令第１６条第１項に規定する確認検査を行うこととなった場合においては、当該認定に関する資料を除く。）

ウ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、当該調達品等の完成検査が行われる前に、当該調達品等に係る製造設備等により製造された調達品等であつて、完成検査を行おうとしている調達品等と同一のものが監督及び検査に合格している場合において、当該契約の相手方が完成検査を行おうとしている当該調達品等の品質が直前の監督及び検査に合格している調達品等の品質と同一であることを保証し、並びに契約上取替え、補修等の担保をしているときは、直前の監督又は検査に関する資料

エ　当該調達品等の品目等及び契約の相手方の技術水準等が、幕僚長等が関係幕僚長等と協議の上、定める基準に該当し、かつ、契約上取替え、補修等の担保がされている場合における契約の相手方から当該調達品等の品質を特に保証するものとして提出された資料

⑶　仕様書において品質管理方式による製造、修理等が要求されている場合において、当該品質管理方式の方法が仕様書により指定されているときはその品質管理方法により、指定されていないときは契約担当官等が当該契約の目的たる調達品等の品質が確保されると認める品質管理方式により得られた当該調達品等に係る品質証拠の審査

３　前項の申出を受けた契約担当官等又は職務上の上級者は、当該監督官に必要な指示を行ない、又は当該検査官に対して必要な報告書その他の関係書類を提供するものとする。

４　完成検査について、地方防衛局に所属する検査官が、他の地方防衛局に所

属する監督官から、完成検査への立会い又は監督の実施についての報告書その他の関係書類の提供を受けようとする場合は、当該検査官が所属する地方防衛局の長は、当該監督官が所属する地方防衛局の長に対し、完成検査への立会い又は監督の実施についての報告書その他の関係書類の提供を依頼することができる。

５　前項の依頼を受けた地方防衛局長は、これに協力するものとする。

６　完成検査においては、当該契約の目的たる調達品等の品質が契約条項及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行なうものとする。

（完成検査合格証の交付）

第９条　検査官は、前条第４項の規定により合格と判定した場合には、完成検査合格証（不合格と判定したが、契約担当官等が当該調達品等の調達を要求し、又は委託した部隊等の長と協議のうえ、契約金額を減額して特にその受領を容認した場合にあつては、その旨を証する書面。以下同じ。）を契約の相手方に交付するものとする。

（受領検査）

第１０条　調達品等の受領に際して行なわれる検査（以下「受領検査」という。）は、完成検査がすでに行なわれた調達品等については、前条の完成検査合格証を確認した後行なうものとする。

２　受領検査においては、当該契約の目的たる調達品等について、その品質及び数量を確認するものとする。ただし、完成検査がすでに行なわれた調達品等については、数量及び輸送中の事故の有無を確認すれば足りる。

３　第８条第２項及び第３項の規定は、前項の品質の確認のための検査の方法について準用する。

４　受領検査においては、当該契約の目的たる調達品等が契約条項及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行なうものとする。

５　検査官は、調達品等又はその納品書が履行期限に遅れて契約履行の場所に送付された場合には、契約担当官等の指示をまつて受領検査に着手しなければならない。

（契約の履行が分割されるときの検査）

第１１条　契約上履行の時期が２以上にわかれている場合には、各時期における履行で対価の支払が伴わないものであつても、当該履行の時期において完成検査又は受領検査を行なうものとする。

（検査調書等）

第１２条　検査官は、完成検査を完了したときは完成検査調書を、受領検査を完了したときは検査調書（完成検査がすでに行なわれた場合における受領検査にあつては、受領検査調書。次項において同じ。）を、直ちに、作成し、契約担当官等に提出しなければならない。

２　前項の規定により検査調書を契約担当官等に提出する場合において、当該検査調書が合格の判定に係るものであるときは、当該契約担当官等が特に必要がないと認めた場合を除き、当該調達品等を受領する部隊等の物品管理官（物品管理法（昭和３１年法律第１１３号）第８条第３項に規定する物品管理官をいい、同条第７項に規定する分任物品管理官を含む。以下この項において同じ。）又は受領官（国有財産法（昭和２３年法律第７３号）第９条第１項に規定する部局等の長から国有財産に係る受領を命ぜられた者をいう。以下この項において同じ。）を経由しなければならない。この場合において、提出する調書が受領検査調書であるときは、検査官は、あわせて完成検査合格証を当該物品管理官又は受領官に送付するものとする。

（監督及び検査に関する疑義）

第１３条　監督官又は検査官は、第５条の監督実施要領等その他監督又は検査の実施に関して疑義を生じた場合には、契約担当官等の指示を受けなければならない。

２　契約担当官等は、前項の指示を行なう場合において必要があるときは、当該調達品等の調達を要求し、又は委託した部隊等の長と協議するものとする。

（監督及び検査の支援）

第１４条　防衛装備庁長官は、中央調達により調達する武器、弾薬その他の調達品等に係る監督又は検査のための射撃試験その他の試験について必要がある場合には、幕僚長等に支援を依頼することができる。

（監督及び検査の特例）

第１５条　調達品等に係る監督及び検査についてこの訓令により難い場合には、中央調達に係るものにあつては防衛装備庁長官が、地方調達に係るものにあつては幕僚長等が防衛大臣の承認を得て特別の定めをすることができる。

（委任規定）

第１６条　この訓令の実施に関し必要な事項は、中央調達に係るものにあつては防衛装備庁長官が、地方調達に係るものにあつては幕僚長等がそれぞれ関

係幕僚長等と協議のうえ定めるものとする。

２　前項の規定により定められた事項は、速やかに、防衛大臣に報告しなければならない。

附　則

１　この訓令は昭和44年６月１日から施行する。

２　次に掲げる訓令は、廃止する。

⑴　調達実施本部において調達する装備品等の検査に関する訓令（昭和31年防衛庁訓令第30号）

⑵　調達実施本部において調達する船舶等の検査等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第54号）

⑶　調達実施本部において調達する航空機等の検査等に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第57号）

⑷　船舶装備品及び航空機装備品等の指定に関する訓令第１条の臨時特例に関する訓令（昭和33年防衛庁訓令第99号）

３　この訓令の施行の際現に履行中の契約に関し、この訓令の施行前にされた措置であつてこの訓令に規定する措置に相当するものは、この訓令に基づいてされたものとみなす。

４　認定訓令附則算３項の仮認定を行った製造設備等に係る資料で、監督又は検査に有効と認められるものは、同附則第５項に規定する有効期間内に限り、第６条第２項第２号イ及び第８条第２項第２号イに掲げる資料に準じて用いるものとする。

附　則（昭和49年３月８日庁訓第４号）（抄）

１　この訓令は、昭和49年３月８日から施行する。

附　則（昭和50年９月27日庁訓第44号）（抄）

（施行期日）

1　この訓令は、昭和51年２月１日から施行する。

附　則（昭和52年４月28日庁訓第18号）（抄）

１　この訓令は、昭和52年５月２日から施行する。

附　則（昭和52年７月１日庁訓第27号）

この訓令は、昭和52年７月１日から施行する。

附　則（昭和59年５月30日庁訓第33号）

この訓令は、昭和59年６月１日から施行する。

附　則（昭和59年６月30日庁訓第37号）（抄）

1　この訓令は、昭和59年７月１日から施行する。

附　則（平成13年１月６日庁訓第２号）（抄）

１　この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

附　則（平成18年３月27日庁訓第12号）（抄）

１　この訓令は、平成18年３月27日から施行する。

附　則（平成18年７月28日庁訓第83号）（抄）

１　この訓令は、平成18年７月31日から施行する。

附　則（平成19年１月５日庁訓第１号）（抄）

１　この訓令は、平成19年１月９日から施行する。

附　則（平成19年８月27日庁訓第139号）

この訓令は、平成19年９月１日から施行する。

附　則（平成27年10月１日省訓第39号）（抄）

（施行期日）

第１条　この訓令は、平成27年10月１日から施行する。

別　表

調達品等の調達区分 監督検査の区分	中央調達に係る調達品等	地方調達に係る調達品等
監　　督	防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員	当該契約担当官等の属する部隊等に所属する職員又は当該調達品等を要求した部隊等に所属する職員
完　成　検　査	防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員	当該契約担当官等の属する部隊等に所属する職員又は当該調達品等を要求した部隊等に所属する職員
受　領　検　査	調達品等を契約履行の場所に送付する場合にあつては当該調達品等の送付を受ける部隊等に所属する職員、その他の場合にあつては防衛装備庁に所属する職員又は地方防衛局に所属する職員	当該契約担当官等の属する部隊等に所属する職員、当該調達品等を要求した部隊等に所属する職員又は当該調達品等の送付を受ける部隊等に所属する職員